

千葉県告示第201号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定したので、同条第二項の規定により告示します。

平成25年3月18日

千葉市長 熊谷俊人

1 要措置区域

千葉市中央区都町三丁目10-1、10-11（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

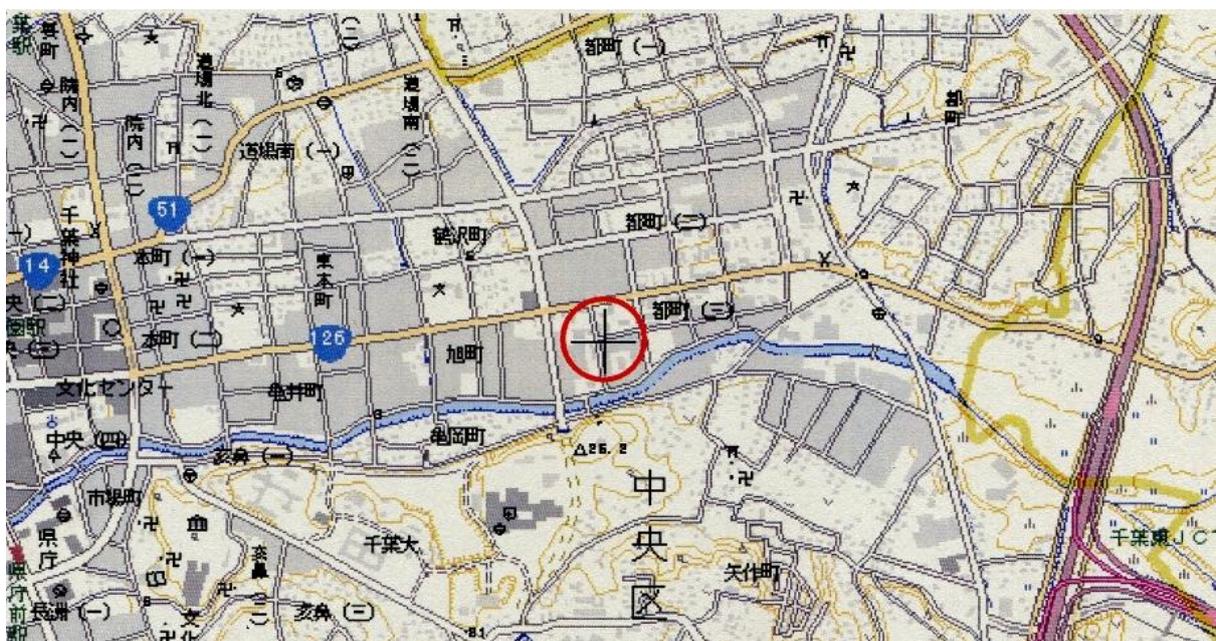
六価クロム及びその化合物

ふっ素及びその化合物

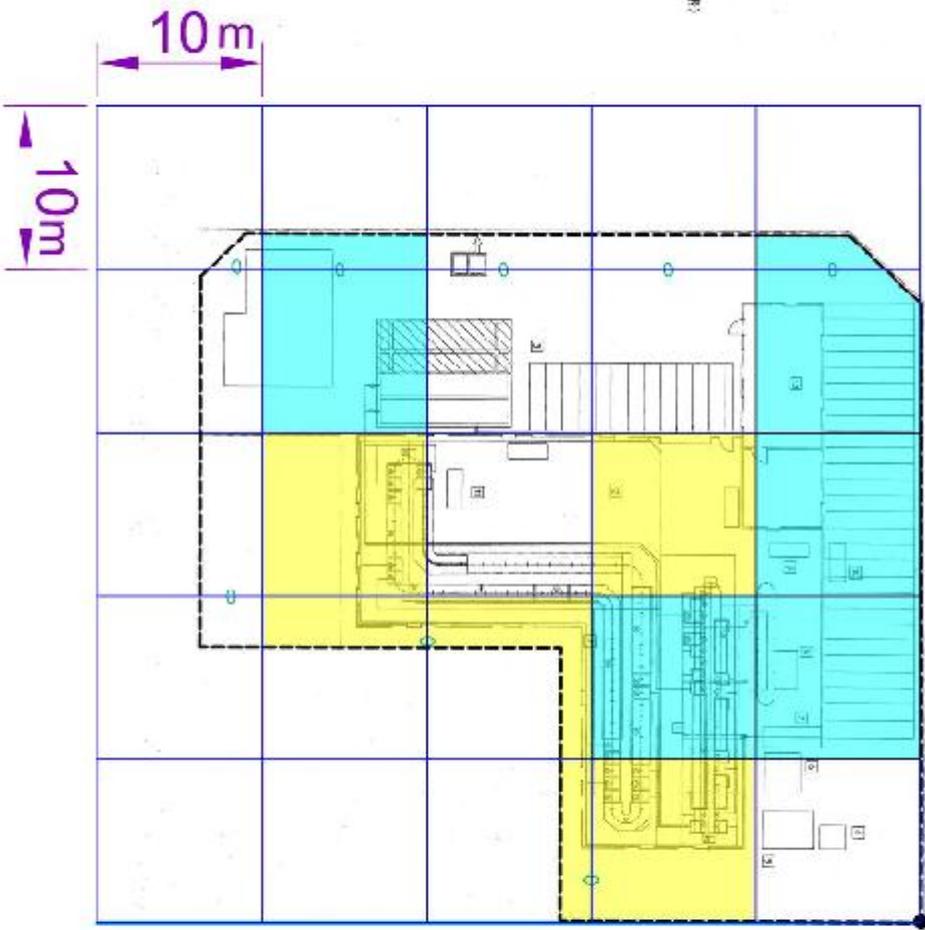
3 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図



- 凡例
- ▭: 回避区域
  - ▭: 10m×5m (10m×4m区域)
  - ▭: 指定区域 (汽油ポンプ、5-2等)
  - ▭: 待機区域 (小室)



起点 回転角度7度

